

れいわ ねんどだい かいおおたくしやう しやさべつかいしやう しえんちいききやうぎかい しょうめんさんかしゃいけんおよ しつもんかいとういちらん
 令和5年度第1回大田区障がい者差別解消支援地域協議会 書面参加者意見及び質問回答一覧

ばん 番 ごう 号	ぎだい おおたく よ れいわ ねんど そうだん 議題(1) 大田区に寄せられた令和4年度の相談について	かいとう 回答
1	<p>しょうさい わ むすか じあん おも ちに 詳細なことが分かりませんが、難しい事案と思います。うまくできないことも日 じょう けんじやうしや たしや いた きも よ なか ひつよう おも 常では、健全者もあります。他者を労わる気持ちが世の中に必要と思います。 ささ しゃかい のぞ 支えあう社会が望まれます。</p>	<p>ち いききやうせいしやかい じつげん む ひ つづ しゆう 地域共生社会の実現に向けて、引き続き周 ち けいはつ つと 知啓発に努めてまいります。</p>
2	<p>よ そうだん しょうがいしや さべつかいしやうほう いぎ ごうりてき いずれの「寄せられた相談」についても「障害者差別解消法」の意義や合理的 はいりよ せつめい おこな そうだん きかい ぜっこう ちゃんす とら しょう 配慮の説明を行っている。このように相談の機会を絶好のチャンスと捉えて「障 がいしや さべつかいしやうほう ひろ じゅうよう かんが 害者差別解消法」を広めることが重要と考える。 ほんらい ほう しゆし きやうせいしやかい じつげん かか いま おお 本来、この法の主旨には「共生社会」を実現することが掲げられている。今、大 た く すす ち いききやうせいしやかい どうよう すいしん めざ しょうがいしや 田区が進めている「地域共生社会」も同様にその推進を目指している。「障害者 さべつかいしやうほう じゅうそうてき しえんたいせいせいび わ かんが いったい 差別解消法」と「重層的支援体制整備」を分けて考えるのではなく、一体として すいしん ひつよう かんが 推進する必要があると考える。</p>	<p>そうだんたいおう なか しょうがいしや さべつかいしやうほう しゆし 相談対応の中で、障害者差別解消法の主旨 けんせつてきたいわ ひつようせい りかい や建設的対話の必要性についてご理解いた ひ つづ ていねい せつめい たいおう おこな けるよう、引き続き丁寧な説明、対応を行ってま いります。</p>
	<p>ぎだい れいわ ねんど しょうがいしや さべつかいしやうほう かか く とりく どうおよ しょうがいしや さべつかい 議題(2) 令和4年度障害者差別解消法に係る区の実施等及び障害者差別解 しょうほう かいせい 消法の改正について</p>	<p>かいとう 回答</p>
3	<p>ぎ む か ともな けいはつ じゅうばん ひろ じぎょうてんかい 義務化に伴って、啓発が充分ではないことがわかりました。より広い事業展開 のぞ が望まれます。 よ なかぜんたい ささ ふん い き う のぞ 世の中全体に支えあう雰囲気が生まれることを望みます。</p>	<p>しょうがいしや さべつかいしやうほう かいせい ともな 障害者差別解消法が改正されることに伴い、 じぎょうしょ あらた ばん ふれつと はいふ おこな 事業所には改めてパンフレットの配布を行う どう しゆうち けいはつ すす 等、周知啓発を進めてまいります。</p>

資料4-1について

「障害者差別解消法」に対する認知度では、「法律の内容まで知っている」「法律があることは知っている」と回答した方は合わせて3割程度で、今後とも周知啓発する必要がある。

特に平成28年度との比較では18歳未満では、33.8%から28.9%に下がっている。改めて、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方を体験など通じて地域全体で各分野横断的にわかりやすく伝え、共に考える「周知啓発」に取り組む必要がある。

また、「障がいがあることを理由に差別を感じた場所や場面」においても、「学校や教育場面」が第1位で26%を占めている。一番長く時間を過ごすところが割合が多くなるとも考えられるが、長く過ごす時間だからこそアプローチできる機会も多くある。学校教育場面での「福祉教育」の拡充が望まれる。

資料4-2について

「周知啓発」については、先に述べたように地域ぐるみ、分野横断で取り組む必要がある。したがって、区(行政)だけの取り組みでは限界がある。

地域の様々な団体や地域の方と共に進めるような施策を望みたい。

私たち社会福祉協議会は「福祉教育」について、具体的に障害福祉施策(次期計画も進行中である)と連動して実施したい。

障がい当事者に対する周知啓発が課題である

と認識しております。教育分野等、関係機関が連携し、周知啓発に努めてまいります。